

議員選出監査委員の任期について

令和 6 年 6 月 12 日
議会事務局議事課

1 地方自治法における監査委員の任期について

地方自治法第 197 条において、「監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。」とされている。

[参考] 地方自治法第 196 条（抄）

- ① 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。
- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあつては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とする。

2 他都道府県の状況（出所：令和 5 年 7 月 徳島県調査）

（1）議員選出監査委員の任期

- ① 2 年交替 1 県（富山県）
- ② 4 年交替 なし

（2）議員選出監査委員の数

- ① 1 名 5 県（長野県、滋賀県、鳥取県、福岡県、佐賀県）
- ② なし 1 府（大阪府）